

(紹介手数料の返還)

第8条 乙は、採用決定者が入社後3か月以内に、当人の都合による退職又は、本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了したときは、乙は受領した紹介手数料から次に定める金額を甲に返還する。但し、甲の採用決定者に対する待遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることによる起因での退社の場合及び甲紹介による退社の場合はこの限りではない。

- | | |
|----------------------------|-----|
| ①入社後1ヶ月未満に雇用契約が終了した場合 | 50% |
| ②入社後1ヶ月以上2ヶ月未満に雇用契約が終了した場合 | 30% |
| ③入社後2ヶ月以上3ヶ月未満に雇用契約が終了した場合 | 20% |

この場合、甲の依頼があれば、乙は引き続き誠意をもって別の人材の紹介を行う。